

西宮市多面的機能支払事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下、「法律」という。）、多面的機能支払交付金実施要綱（令和5年4月1日4農振第3577号農林水産事務次官依命通知。以下、「実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（令和5年4月1日4農振第3611号。以下、「実施要領」という。）、及び「補助金の取扱いに関する規則」（昭和58年3月31日西宮市規則第81号。以下、「補助金規則」という。）に基づき、農業の有する多面的機能の発揮の促進に取り組む組織（以下、「活動組織」という。）に対し補助金を交付するにあたり、必要な事項を定める。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、実施要綱別紙1第2に規定する者とする。

(補助金の交付対象活動)

第3条 補助金の交付対象活動は、実施要綱別紙1第5の2に定める活動計画に基づくものであって、兵庫県知事が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たす活動とする。

(事業計画の認定)

第4条 活動組織の代表者は、前条の活動計画書と併せて実施要綱別紙1第5の1に定める事業計画書を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項により提出のあった事業計画書を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、事業計画を認定し、速やかにその旨を通知するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の算定の対象となる農地は、農地維持活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であって、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地とする。

2 補助金の額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、実施要綱別紙1第6の2に規定する地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする場合は、補助金規則第7条に規定する補助金交付申請書を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、補助金規則第8条の規定に基づく審査等により補助金交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第8条 補助金の交付決定後、請求により交付するものとする。

(実施状況の報告)

第9条 活動組織は、事業計画に定められている事項の実施状況について、実施要領第1の8に従い、翌年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消、又は返還)

第10条 市長は、実施要綱別紙1第9のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 前項の返還は、該当事項によっては、事業計画の認定年度に遡って返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、平成36年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、令和10年3月31日限り、その効力を失う。